

弘前大学附属図書館規程

〔平成16年4月1日制定〕
規程第137号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人弘前大学管理運営規則（平成16年規則第1号）第7条第3項の規定に基づき、弘前大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 附属図書館は、教育、研究及び学習活動に資するため、図書、雑誌その他の資料（以下「図書館資料」という。）を収集、管理し、弘前大学の職員及び学生の利用に供するとともに、地域社会の図書館活動に協力し、学術情報の利用に寄与することを目的とする。

（組織）

第3条 附属図書館に医学部分館（以下「分館」という。）を置く。

（館長）

第4条 附属図書館に館長を置く。

- 2 館長は、館務を統括する。
- 3 館長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（副館長及び分館長）

第5条 附属図書館に副館長を置くことができる。

- 2 副館長は、館長を補佐し、館長の命により業務を処理する。
- 3 分館に分館長を置き、分館長は分館の業務を掌理する。
- 4 副館長及び分館長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（附属図書館運営委員会）

第6条 附属図書館の管理運営に関する事項を審議するため、弘前大学附属図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（図書選定委員会）

第7条 附属図書館に、教育、研究及び学習活動に関する図書館資料の選定に関する事項を審議するため、弘前大学附属図書館図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館の利用)

第8条 附属図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 附属図書館の事務は、附属図書館事務部において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、附属図書館の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、館長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月19日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。